

以下のように夏季休業中の部活動について豊見城市教育委員会から依頼がありました。ご理解、ご協力をお願いします。

保護者各位

豊見城市教育委員会
教育長 瀬長 盛光
(公印省略)

夏季休業期間中の部活動について (依頼)

平素より、学校における感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。
さて、夏季休業中の部活動については、下記の内容を厳守したうえで実施するようお願いいたします。なお、本市内児童生徒の感染状況によっては、本市内全中学校の部活動を停止する場合もあることを申し添えます。

記

〈夏季休業中の部活動について〉

- 1 感染防止対策および熱中症対策を徹底したうえで活動を行なう。
※ 感染防止対策については、「豊見城市小中学校感染防止予防ガイドライン(令和3年5月改訂)」および令和3年1月6日付け教保第1526号で県教育委員会から示された「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン(令和3年1月6日版)」等を踏まえて対応すること。
- 2 部員に対し部活動参加への強要は行わない。
- 3 生徒本人または同居家族に発熱等の風邪症状等がある場合は、部活動へ参加させないよう徹底する。指導者等も同様とする。
- 4 夏季休業期間中は、平日・土日ともに活動時間は、準備・片付け・清掃・整備やミーティング等を含め2時間30分以内(実質の活動時間は90分~2時間以内)とする。その際は、昼食を挟むことのないように時間を設定する。
- 5 活動終了後は速やかに下校・帰宅するよう指導を徹底する。また、部活動前後に、生徒同士の飲食等をしないよう指導を徹底する。
- 6 平日の1日および土日のいずれかの1日を休養日とする。(週2日の休養日を設ける)
- 7 各種大会に参加する場合は大会のガイドラインに従う。
- 8 他校との練習試合や合同練習については、当面の間、禁止とする。
- 9 合宿は禁止とする。
- 10 学校または部活動で感染リスクが高まったと学校長が判断した場合は、リスクに応じて、一部の部活動または全部活動を停止するなど、感染防止対策を講じること。
- 11 学校閉庁期間中は部活動停止とする。但し、閉庁期間中に地区・県大会が開催される場合に限り、学校長の許可を得て活動可とする。

※学校閉庁期間：8月10日(火)~8月13日(金)

豊見城市教育委員会
学校教育課 担当：平良 真也
TEL 098-850-0035 FAX 098-850-1860
shidou-g@city.tomigusuku.lg.jp